

平成 23 年度事業計画書

自：平成 23 年 4 月 1 日 至：平成 24 年 3 月 31 日

1. 全般

- (1) 「非営利型一般社団法人」の認可申請を今年度内に行い、2012年度当初からの移行を目指す。またこのために必要な規程類の整備、および永続的な学会活動ができるような公益目的支出計画を策定する。
- (2) この新しい法人体制に適合する事業体制にし、かつ業務執行理事の掌握範囲を明確にして、これまでの守りの姿勢から攻めに転じる積極運営ができる体制を構築する。
- (3) 学会活動の活性化を図るために、会員増強を引き続き積極的に展開するとともに、会員主体の学会活動を継続するため、学会運営の公平性と透明性を強化する。
- (4) 技術調査事業（旧項目「調査・研究会活動」）については、パワーエレクトロニクスなどの新分野の実装技術に関する研究会創設を目指すとともに、学会の基盤活動である研究会活動を強化・活性化する。このため、引き続き研究会－技術委員会の体制のあり方についても検討する。
- (5) 大会事業活動（旧項目「国際会議・学術講演大会の開催」）については、春季講演大会、秋季大会マイクロエレクトロニクスシンポジウム（MES）、国際会議ICEP、ワークショップを企画運営する。これらのイベントの参加者および発表者の増加のため、新分野の発表セッションなどの企画強化および予稿集の電子化などの運営合理化を進める。
- (6) 展示会事業活動（旧項目「展示会の開催」）については、最先端実装技術シンポジウムは、新しい実装分野をテーマ模索に寄与するセッション構成を目指し、アカデミックプラザは産学協同の場を提供できるように企画を充実するとともに、同時開催の他団体展示会との協調連携を深める。また半導体分野企業との連携強化のためセミコン・ジャパンへ出展などを企画し、学会活動紹介を行う。
- (7) 教育事業活動（旧項目「普及・啓発活動」）については、教育講座2件、実装 세미나2件に加え、会員のニーズに応えられるように演習など加えた自主企画と既開催の関西若手研究者セミナーテーマを再活用した教育セミナーを計画する。
- (8) 会誌発行事業活動（旧項目「情報収集及び提供活動」）については、例年通り学会誌7回、英文論文誌1回を発行するとともに、会員の利便性を向上し、かつ会誌発行費用の圧縮を図るため、電子ジャーナル化の検討を進める。
- (9) 国際事業活動（旧項目「内外機関との交流・協力活動」のうちの国際交流の活動）については、国際会議ICEPを機軸に、IEEE、IMAPSとの国際交流活動を引き続き継続する。また、IMAPSのAffiliate会員登録サービスを継続する。
- (10) 支部事業活動（旧項目「地域交流活動」）については、関西支部はこれまでの若手研究者セミナーおよび技術講演会に加え、関西ワークショップを主管して開催するとともに、九州支部は自主イベントを企画し、地域活動の活性化を図る。
- (11) 表彰事業活動（今期から事業活動として明記）については、例年通り、学会活動に功績のあった方に学会賞、功績賞、技術賞、論文賞、技術功労賞を贈呈する。また各種イベント（春季講演大会、秋季大会MES、ICEP国際会議）で優秀な発表をした研究者を表彰する。

2. 学会運営体制

- (1) 新法人体制（非営利型一般社団法人）への移行
本総会で「非営利型一般社団法人」への移行の議決を受け、このための定款改訂および関連する規程類を制定・改訂し、また公益目的支出計画を策定し、2012年度当初から移行するために、2011年12月までに認可申請を行う。
- (2) 新法人運営に向けた体制・規程類の整理
新法人体制の運営に整合するように、規程・内規類を改訂する。また、財務体制についても

公益目的支出計画にそって事業毎の収支を明確にできる構成に変更する。永続的な学会活動が出来る財務基盤の確立を目指し、より一層の費用の見直し、収入の増加に努力する。

(3) 会員増強

前年度に引き続き、会員数増強に注力する。今年度から導入するシニア会員制度および賛助会員向けの特典（クーポン券）の効果を評価するとともに、イベントの収支に与える影響についても調査する。また、「パワーエレクトロニクス」などの研究会新設を目指す。

3. 大会事業活動（定款第4条第1号関係）

(1) 第15回の「国際会議 ICEP 2011」（2011. 4. 13～15 奈良県新公会堂、IEEE CPMT Japan Chapter と共催）を開催し、当学会の国際的プレゼンスを向上させるとともに国際交流を推進する。

(2) 「エレクトロニクス実装学会秋季大会 MES2011（第21回）」（2011. 9. 8～9 関西大学 千里山キャンパス）を開催し、実装分野の企業・大学・公共研究の最新の発表による情報交換の場を提供する。

(3) 2011 ワークショップ（2011. 10. 13～14 修善寺）を開催し、研究開発者相互の情報交換の場を提供する。

(4) 「第26回エレクトロニクス実装学会春季講演大会」（2012. 3. 8～10 中央大学 工学部）を開催し、実装分野の企業・大学・公共研究機関の最新の発表による情報交換の場を提供するとともに、企業のものづくり技術の紹介、若手研究者・学生向けのチュートリアル講義も行う。

4. 展示会事業活動（定款第4条第1号関係）

(1) 「2011 マイクロエレクトロニクスショー」を JPCA Show 2011 および JISSO PROTEC2011 と同時開催（2011. 6. 1～3 東京ビッグサイト）。この中で「最先端実装技術シンポジウム」、「アカデミックプラザ」を併催し、実装分野における学会と産業界の融合・活性化に寄与する

(2) 「セミコン・ジャパン 2011」（2011. 12. 7～9 幕張メッセ）に当学会の活動の紹介ブース、オープンセミナー開催を計画する。

5. 技術調査事業活動（定款第4条第2号関係）

(1) 技術委員会の活動

前年に引き続き、12の技術委員会を組織し、実装技術分野の技術動向を調査し、技術展望などについて、会誌に掲載する。また大会行事や最先端実装技術シンポジウムなどの支援を行う。

(2) 研究会の活動

前年に引き続き、各技術委員会の傘下に19の研究会を組織し、具体的な個々の実装テーマについて、調査活動を行い委員相互の情報交換や、必要に応じて試料作製から測定評価を行い情報共有する場を提供する。また、新分野の実装技術に関する研究会の新設を目指す。

(3) 技術調査事業活動成果の普及

技術委員会および研究会の活動で得られた成果については、公開研究会や会誌投稿などで広く公開する。

6. 教育事業活動（定款第4条第3号関係）

(1) 教育講座の実施

実装分野の研究開発者を育成のための「実装技術入門講座-初級コース」（2011. 7. 19～20）、「実装技術総合講座」（2011. 10. 27～28）を開催する。

(2) 教育セミナーの実施

教育的見地から注目されている実装技術をテーマとした「定例セミナー」を2回の開催を計画する。

(3) 新しい教育講座の企画

会員のニーズを調査し、シミュレーションや工場見学などを含むカリキュラム構成の教育講座を企画する。また、関西若手研究者セミナーのテーマを再活用した教育セミナーについて計画する。

7. 会誌発行事業活動（定款第4条第4号関係）

(1) エレクトロニクス実装学会誌の発行

例年通り、当学会の機関誌として、年間7回のエレクトロニクス実装学会誌を発行し、技術・研究活動の成果として発表される研究論文、総合論文、速報論文、解説等を掲載し、エレクトロニクス実装の技術と研究に関する最新の情報を会員に提供する。また、理事会や各事業委員会の活動状況についても広報する。

(2) 英文論文誌の発行

本学会の学術的な位置付けを向上と国際的なプレゼンスを得るため、例年通り、英文論文誌（Transactions of The Japan Institute of Electronics Packaging Vol.4）を発行する。

(3) 韓国語翻訳転載

本学会誌の研究論文・解説論文の一部を韓国語の雑誌に翻訳転載を継続し、技術普及に貢献する。

(4) 電子ジャーナル化の促進

学会誌・英文論文誌については、これまでどおり J-Stage による Web 一般公開を継続するとともに、新たに、会員の利便性につながる会員専用の電子ジャーナル化について検討する。

8. 国際事業活動（定款第4条第5号関係）

(1) IMAPS(International Microelectronics And Packaging Society)との連携では、米国 IMAPS の年会における Japanese Session の企画協力など、IMAPS Japan 委員会を通じて協調的な活動を継続する。また、本学会会員に Affiliate 特典会員として IMAPS 入会の便宜を図る。海外の IMAPS 系地域組織との交流では、特にアジア・リエゾン委員会(ALC)へ役員を派遣して、今後の持ち回りコンファレンスの企画など、グローバルな活動を推進する。

(2) IEEE CPMT Society とは CPMT Japan Chapter を通して ICEP を共催し、優秀な論文を表彰するなど、連携して実装技術の発展に努め、本学会会員に国際交流活動の場を提供するとともに、当学会の国際的なプレゼンスを高める機会とする。

9. 支部事業活動（定款第4条第6号関係）

(1) 関西支部については、支部会員の学会活動活性化を図る。また若手研究会セミナー（2011年8月と12月開催予定）および技術講演会（2012年2月開催予定）に加え、今期から関西 WS（2011.7.8 京都コープイン）を主催し、支部会員の情報交流の場を提供するとともに、支部活動の財政支援に充てる。

(2) 九州支部については、初めての独自イベントとして、「九州支部講演会&見学会（三次元半導体研究センタ、2011.5.20）」を開催するなど産業界・大学と連携する活動を行う。

(3) 東北・北海道地区の会員数拡大し、支部設立に向けた検討を進める。

10. 表彰事業活動（定款第4条第6号関係）

(1) 学会活動の活性化と研究開発者のモチベーション向上のために、例年通り、学会活動に功績のあった方に学会賞、功績賞、技術賞、論文賞、技術功労賞を贈呈する。また各種イベント（春季講演大会、秋季大会 MES、国際会議 ICEP）で優秀な発表をした研究者を表彰する。

理事・監事候補者

(アイウエオ順・敬称略)

【新任理事】

1. 浅井 博紀 株式会社東芝
2. 石樽 崇明 慶応義塾大学
3. 市川 公也 インテル株式会社
4. 井上 雅博 大阪大学
5. 金谷 晴一 九州大学
6. 小岩 一郎 関東学院大学
7. 嶋田 勇三 株式会社 NEC 特許技術情報センター
8. 白石 洋一 群馬大学
9. 見山 克己 北海道工業大学
10. 柳浦 聡 三菱電機株式会社

【再任理事】

1. 大塚 邦顯 奥野製薬工業株式会社
2. 平 洋一 日本 IBM 株式会社

【新任監事】

1. 中祖 昭士 大昌電子株式会社

【退任理事】

1. 浅井 秀樹 静岡大学
2. 小林 潤也 日本電信電話株式会社
3. 杉山 進 立命館大学
4. 須藤 俊夫 芝浦工業大学
5. 田畑 修 京都大学
6. 友景 肇 福岡大学
7. 別所 毅 トヨタ自動車株式会社
8. 本間 敬之 早稲田大学
9. 森 三樹 株式会社東芝
10. 山村 圭司 シャープ株式会社

【退任監事】

1. 西 邦彦 株式会社日立製作所

非営利型一般社団法人への移行及びこれに伴う定款および規程類の提案書

公益法人制度改革関連3法(法人法, 認定法, 整備法)及び公益認定等ガイドラインが制定され、2008年12月から新公益法人制度がスタートした。当学会も暫定的な措置として「特例民法法人」の扱いを受けているが、2013年11月までに、新しい法人体制に移行することが求められている。

このため、当学会では、「新公益法人制度対策委員会」を設置し、一般社団法人あるいは公益社団法人への移行に関するメリット、デメリットについて調査検討を進めた。

その結果、当学会の永続的な活動を進めるためには非営利型一般社団法人へ移行するのが最適との方針をまとめた。

これは、以下の理由による。

1) 公益社団法人移行による税優遇のメリットはない。(本学会は公益目的事業がほとんどで、一般社団法人(非営利型)でも課税されない)

2) 公益社団法人として義務付けられる報告書類の作成や監督を受け続けることによる事務負担が増える。

3) 公益社団法人の条件から外れ、認定を取り消されると解散し、財産贈与しなければならないリスクがある。

4) 学会活動の自由度に制限を受ける可能性があるなど、「公益社団法人」としての利点よりも認定維持に掛かる負担・リスクなどの不利益の方が大きい

この方針に対して、学会活動を支えている委員の意見を聞き、ホームページに掲載し、メール配信などにより広く会員にパブリックコメントを募集した。その結果、この方針に対して賛同を得られたので理事会でこの方針を承認し、本総会に諮る決議をした。さらにこの移行のための定款変更および関連する規程類の制定・改訂を同対策委員会でもとめ、同じく理事会で本総会に諮る決議をした。

以上のことから、当学会が現在の「特例民法法人」から実質公益型の非営利性が徹底された法人である「一般社団法人(税法上は非営利型法人)」へ移行することを提案する。

2011年度中に一般社団法人(税法上は非営利型法人)の認可申請を行い、2012年4月1日からの移行を目指す。これに伴い、別紙1の定款改訂と別紙2の「会員・会費規程」の改訂と別紙3の「役員報酬等並びに費用に関する規程」の新規制定を提案する。現在の定款との差異の概要は別紙1の付録に示す。

なお、定款および上記2つの規程については、認可申請時に表現方法などの改訂の指導を受けた場合、理事会で審議して改訂することの承認をあわせて提案する。

別紙 1

一般社団法人エレクトロニクス実装学会 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（英文名 The Japan Institute of Electronics Packaging. 略称「JIEP」）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、エレクトロニクス実装の技術及び学術に関する国際会議、学術講演会、シンポジウム、展示会等の開催、調査及び研究、普及啓発、情報の収集及び提供、国際交流の推進等を行うことにより、エレクトロニクス産業の発展を図り、もって高度情報化社会の推進に資するとともに、我が国経済及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) エレクトロニクス実装の技術及び学術に関する国際会議、学術講演会、シンポジウム、展示会等の開催。
 - (2) エレクトロニクス実装の技術及び学術に関する調査及び研究。
 - (3) エレクトロニクス実装の技術及び学術に関する普及啓発。
 - (4) エレクトロニクス実装の技術及び学術に関する情報の収集及び提供。
 - (5) エレクトロニクス実装の技術及び学術に関する内外関係機関等との交流及び協力。
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業の主たる実施場所は、日本国内とする。

第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人は、正会員、賛助会員及び学生会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
 - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 正会員は、第4章で定める総会において議決権を有する。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会が定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会時及び毎年、第4章の総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 第6章の理事会が認めたものは、会費の支払いが免除される。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは第4章の総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 当該賛助会員については、その団体が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集するには、会長は総会の日々の2週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面または電磁的方法によって通知する。

(議長)

第15条 定時総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、臨時総会の議長は、会議のつど出席会員の互選で定める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員のうちの過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使および書面による決議権の行使)

第18条 正会員は、他の正会員を代理として総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

- 2 総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、当該会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
- 3 第1項および2項の場合における第17条(決議)の規程適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 4 第2項の場合、書面の他、電磁的方法で議決権を行使できる。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した構成員のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以上26名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。この会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち7名以上10名以内を常任理事とする。常任理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項2号の業務執行理事とする。
- 4 常任理事のうち1名以上2名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2人、監事にあつては1人を限度として、正会員以

外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長および常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の任務を補佐する。
- 4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長および常任理事は、毎事業年度毎に 4 か月以上の間隔で年間 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者の任期または他の現任者の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬を支給できる。

- 2 報酬額については、総会が定める報酬額の総額の範囲内で、総会において別途定める報酬とする。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規程により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度によって免除することができる。

- 2 この法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規程により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要がある時は、意見を述べなければならない。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

(幹部会)

第 34 条 この法人に幹部会を置く。

- 2 幹部会は、次に掲げる事項を行う。ただし、理事会の権限を侵してはならない。
 - (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出する。
 - (2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出する。
 - (3) 理事会からの依頼事項を協議して、理事会に提出する。
- 3 幹部会は、会長と常任理事全員で構成する。
- 4 幹部会には監事も参加できる。そのほか、必要に応じ、会長の承認を得て、使用人、必要な正会員が会議に陪席し、参考意見を述べることができる。
- 5 幹部会の開催・招集は会長が行う。その他の議事運営の細則は理事会において定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認とする。

- 2 前記第 1 項の事業計画書、収支予算書を変更するにあたっては、理事会の議決を必要とする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算する場合において、この法人が有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人は、電子公告により公告する。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報で公告する。

第 9 章 補則

(事務局)

第 43 条 この法人に、事務処理をするため、事務局を置く。

- 2 事務局には、使用人として、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免する。

- 5 事務局長は理事を兼任することができる。
- 6 前項の場合、理事としての報酬は無報酬とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は〇〇〇〇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において、読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

定款改訂方針と要点

方針

- (1) 一般社団法人（非営利的）の認可が容易に受けられるように、モデル定款に準拠した内容（条項構成と用語）とする。
- (2) 上記（1）の枠内で現定款での規程内容を継承する内容とする。
- (3) 上記（2）の内容でも現定款で、現状にそぐわない規程は改訂する。

改訂の留意点

現定款から大きく変わった点は以下のとおり。

- 1) 第5条：現定款では第3章で「役員および顧問および参与」として規程しており、顧問および参与の位置付けが“モデル定款にはない”また現定款でも役員と同格なのか曖昧な位置付けとなっている。
そこで改訂案としては、顧問および参与は名誉顧問と合わせて、「名誉会員」位置付けおよび名称統一して、正会員と位置付けその中でミッション（他の学会委員と同様）と特典をもつ正会員とする旨の規程に改訂した。
- 3) 第7条（経費の負担）第2項：「会費の免除」の条項を追加した。（名誉会員の特典に対応するため明記）
- 4) 第13条：現定款の「通常総会」は「定時総会」に改訂した。毎事業年度終了後3ヶ月以内と開催時期の規程を追加した。
- 5) 第14条：総会の召集の通知および第18条（議決権の代理および書面決議）4項に電磁的方法（FAX,Eメール）が使えることを規程した。
- 6) 現定款では第4章に会議ということで、総会、理事会、幹部会をまとめて規程していたが、モデル定款に準拠し、総会と理事会を分離した条項とした。
- 7) 第17条2項：総会の決議について、特定議題（会員の除名、定款の変更など）については現定款では正会員の3/4以上で議決であったが、実情を考え、モデル定款にあわせ2/3以上に改訂する。
また、現定款の特定議題の中に、「役員（理事・監事）の解任」とあったが、法人法が規程する「監事」のみへの適用とする。なお、これに伴い、理事の解任は、総会の出席者の過半数で議決できることになる。
- 8) 第20条第2項および3項（代表理事、副会長の位置付け）：法人法では、理事は代表理事と業務執行理事（常任理事）と（ひら）理事の3種に区分している。モデル定款では副会長に関する記載がない。そこで、副会長を、業務執行理事の中で、会長を補佐し、会長が不在の場合は会長の代行をする役割を新定款22条第3項に規程した。また副会長の定員も2名以上3名以内を1名以上2名以内にスリム化した規程に改訂した。
- 9) 第20条(1)号（理事の定員）：、現行では理事会出席は委任状が有効であったが、新定款では、これが認められない。理事会の開催制約を容易にクリアできるようにすること、学会の規模に合わせた適正な理事数にすることを考慮して、理事数を現行の「27人以上31人以内」を「22人以上26人以内」に改訂した。
なお、学会全体の事業を下記のように整理して、各担当の委員長を業務執行理事、副委員長をその他理事に分担するで、理事数は最小限で21名必要となるので22人以上とした。
代表理事 会長（兼役員候補選考委員長） 1名
業務執行理事（常任理事） （以下の10業務にわけ、副会長2名を含む10名で責任担当）
①総務担当 ②財務（会計）担当 ③技術部会事業担当、④支部事業担当 ⑤会誌発行业務担当、
⑥教育事業担当 ⑦講演大会事業担当 ⑧展示会事業担当 ⑨国際事業担当 ⑩表彰事業担当
注：従来の広報・会員増強の任務は総務が担当。副会長がどの業務担当と兼任するかは、理事会で決める。
- 10) 第21条：現定款では役員に欠員が出来た場合は理事会の承認で補充できることになっているが、新定款では、これはできなく、あくまで総会でしか選出できない規程に改訂した。
- 11) 第28条：安心して役員になっていただくため、役員損害賠償責任の免除項目を規程に追加し

た。無報酬役員は、たとえ、学会が負債過多で解散してもその賠償責任をとらないことになっている。

- 12) 第 32 条（理事会決議）：現行では、理事は欠席しても委任状での参加した扱いとできたが、新定款では、この委任状は無効となる。但し、監事の反対がなければ、理事全員が賛成する場合は書面および電磁的な方法によって議決できる規程に改訂した。
- 13) 第 33 条 2 項（議事録署名）：現行では会長と出席した理事 2 名が議事録に押印していたが、新定款では、会長と出席した監事の署名が必要（監事の理事会出席が必須）なお署名（自筆サイン）は記名（印刷活字）押印でも有効である規程に改訂した。（この規程をはじめ、監事の権限が強化されている）
- 14) 第 34 条（幹部会）：幹部会の位置付け、開催方法、ミッションを新定款で規程。幹部会は、法人法に基づき、理事会の権限を侵してはならないと明記した規程に改訂した。（理事会へ提案するだけで議決権をもたない）
- 15) 第 36 条（事業計画・予算）：事業計画・予算については、現行では、理事会で承認後に総会で事業報告と決算を承認する（事業年度始まってから 75 日以内）ことでよかったが、新定款では、先ず、事業年度が始まるまでに、事業計画・予算を理事会で決議しておく必要がある旨に規程を改訂。（予算については、前年度の理事会の承認で執行できる。変更ある場合は新年度の理事会の承認で可能）
- 16) 第 37 条 2 項：総会で報告していた資料は新定款では 5 年以上保管することを義務つけている（内規で永年保存としてもよい）また会員名簿についても常備することの規程を追加した。
- 17) これまで監督官庁（経産省）に事業報告・決算、事業計画・予算などの報告をおよび定款改訂および解散の承認を規程していたが、新しい法人では、これらは不要になり、新定款ではこれらの条項を削除した。（但し、公的資金支出を終了するまでは、報告義務がある）
- 18) これまで「公告の方法」については規程していなかったが、法人法の必要的記載事項となっているため、第 43 条に「電子公告とする。やむをえない場合は、官報で公告する」と規程を追加した。

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
会員・会費規程（案）

（総則）

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、本学会という）の会員・会費について定めるものである。

（会員の種別）

第 2 条 本学会の定款第 5 条に基づき、本学会の会員は、正会員、賛助会員および学生会員とする。

- 2 このうち正会員をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。
- 3 本学会の「名誉会員に関する内規」で定める名誉会員は正会員とする。
- 4 正会員のうち、当学会および当学会の前身の学会で会員歴 10 年以上があり、満 60 歳以上の正会員で、当学会の理事会に申請して承認された者は「シニア会員」として認定する。

（入会）

第 3 条 正会員、賛助会員または学生会員として入会を希望する者は、本学会の定款第 6 条に基づき、本学会所定の入会申込書に必要事項を記入し、本学会に提出し、理事会の承認により入会が認可される。

- 2 賛助会員においては、法人または団体の代表者を本会に届けなければならない。またその代表者を変更した場合は、速やかに本会に通知しなければならない。

（入会申込書記載事項の変更）

第 4 条 会員は前条に定める入会申込書の記載事項に変更を生じた場合、速やかにその旨を本学会事務局に通知しなければならない。

（入会金）

第 5 条 入会する者は、次の入会金を納めなければならない。

正 会 員 2,000 円
賛助会員 10,000 円
学生会員 免除

但し、正会員の入会金は、会員の推薦がある場合、免除される。

（年度会費）

第 6 条 会員は次の年度会費を納めなければならない。

正 会 員 年度会費 10,000 円
賛助会員 年度会費 80,000 円（1 口）
学生会員 年度会費 2,000 円

- 2 年度は 4 月から翌年 3 月末までとする。
- 3 年度会費は、毎年 4 月末までに次年度会費 1 ヶ年分を前納するものとする。
- 4 正会員および賛助会員において 10 月から翌年 3 月末までの入会者のその年度会費については、半額とする。
- 5 年度途中で入会する会員の入会金および年度会費は、それぞれ入会時に納入するものとする。
- 7 名誉会員の年度会費は免除される。
- 8 シニア会員の年度会費は正会員と同じとする。

(退会)

第7条 退会を希望する者は、本学会定款8条に基づき、任意にいつでも退会できる。

2 所定の退会届に必要な事項を記入し、本学会に提出するものとする。

(除名)

第8条 会員は、本学会の定款9条に基づき、正当な事由がある場合は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる

2 前項の規程により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与える。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、前記8条の場合のほか、次のいずれかに該当した時は、その資格を失い退会したとみなす。

(1) 会費を納入せず、督促後なお、会費を1年以上納入しないとき

(2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡または失踪宣告を受けたとき

(4) 賛助会員の場合、その法人または団体が解散または倒産したとき

2 会員がその資格が喪失した場合、年度の途中であっても、既に納入した会費およびその他抛出金品の返還はしない。

3 会員がその資格が喪失した場合、未履行の義務がある場合は、この義務を免れることはできない。

(会員の特典)

第10条 会員の特典は別に定める「会員の特典規程」による。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会での決議後、総会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は、移行認可を受け、移行の登記をした日より施行する。

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
役員報酬等並びに費用に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下「本学会」という。）の定款第26条の規程に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 本学会は、役員に報酬等を支給しない。ただし、常勤役員の職務執行の対価として報酬等のうち報酬、賞与を支給することができる。

2 常勤役員には、財産上の利益及び退職手当を支給しない。

3 常勤役員の報酬等（報酬および賞与）の金額は、年額1,000万円を超えない額とする。

4 前1項および3項に関わらず、常勤役員に賞与を支給しなくてもよい。

5 常勤役員の報酬等の金額は、理事会の同意を得て、総会において承認を必要とする。

（報酬の支給日）

第4条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

2 賞与を支給する場合は、事務局職員と同じ日に支給する。

（費用の支給）

第5条 常勤、非常勤に関わらず役員職務の遂行に伴い発生する費用は支払うものとする。

2 前1項に関わらず、非常勤役員の交通費、旅費（宿泊費含む）の支払いについては、本学会が別に定める「旅費規程」に従って支払いが制限される。

（その他）

第6条 事務局長または事務局職員が役員を兼務する場合は、役員報酬等を支給しない。事務局長または職員としての報酬、賞与および退職手当を支給する。但し、この場合は総会による承認が必要とする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会での決議後、総会の決議を経て行う。

附 則

1.この規則は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。